

岩手県告示第95号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和元年6月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 北上市及び花巻市地内国道4号
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年6月10日から同年12月27日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び路線測量）